

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和5年
1月17日
(火曜日)

目次

- 告示
漁業災害補償法第百八条第二項の規定による同意（農林水産政策課）……………一
漁船損害等補償法の規定に基づく届出事項（水産振興課）……………一
- 教委公告
公募型プロポーザル方式に係る手続の開始……………二
- 選挙告示
政治団体の名称等……………三
政治団体の異動事項……………四
解散等に係る政治団体の名称等……………四
資金管理団体の名称等……………四
資金管理団体の異動事項……………五



山口県告示第七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について法第百八条第二項の規定による同意があったと認めた。

令和五年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

区	域	区	分
須佐区域 宇田郷区域 大島区域 浮島区域		法第百四条第二号に掲げる漁業 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業 まき網を使用して営む漁業及び大型定置網漁業 船びき網漁業及び主として底びき網を使用して営む漁業以外の漁業	

山口県告示第八号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次の一のとおり事前届出があった。
当該届出に係る指定漁船調査は、次の二により縦覧に供する。

令和五年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 届出事項	加入区	住 居	発 起 所	人 名	合 出 合
	牛島加入区	〃	〃	尾林 治義 中村 勇一	漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合
	田布施加入区	〃	〃	熊毛郡田布施町大字麻郷三六八六の大内 勝利 〃	〃
	〃	〃	〃	大字別府二四六の六 濱田 秀樹 〃	〃
	二 指定漁船調査の縦覧				
	加入区	〃	〃	〃	〃
	牛島加入区	〃	〃	〃	〃
	田布施加入区	〃	〃	〃	〃

縦覧期間 令和五年一月十七日から同月三十一日まで
縦覧場所 山口県漁業協同組合



公 告

公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第 三百七十二号）の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和五年一月十七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 業務の概要

(一) 業務名

やまぐちGIGAスクール運営支援センター運営業務

(二) 業務内容

応募要項及び仕様書による。

(三) 契約期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十日まで

二 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和四年山口県告示第百七十九号）に基づく資格審査において、コンピュータサービスについて業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) この手続の開始の日から令和五年二月二十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

三 手続等

(一) 応募要項の配布

令和五年一月十七日午前九時から同年二月二十日午後五時まで、山口県教育庁教育政策課のホームページの「やまぐちGIGAスクール運営支援センター運営業務に係る公募型プロポーザルの実施について」に掲載することにより行う。

(二) 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は山口県教育庁教育政策課へ事前に連絡のうえ、郵送し、若しくは電子メールにより提出すること。

2 提出先

山口県教育庁教育政策課

3 受領期限

令和五年二月十三日午後五時

(三) 企画提案書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は山口県教育庁教育政策課へ事前に連絡のうえ郵送すること。

2 提出先

山口県教育庁教育政策課

3 受領期限

令和五年二月二十日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を令和五年二月下旬に行う。

道免 憲司

山根 昌浩

石原 大資

室田 和範

渡辺 義征

藤田 康志

四 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書作成の要旨

- (四) 参加表明書の提出時において二の(三)の要件を満たしていない者については、令和五年二月二十七日までにこれを満たすことをもって足りる。
- (五) この手続の開始後に、二の(三)に掲げる資格の申請をする場合は、令和五年二月二十日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三一九一五)に申請書を提出すること。
- (六) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (七) 詳細については、山口県教育庁教育政策課(電話〇八三一九三三三一九四九三)に問い合わせる。

五 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Operational work at the Yamaguchi Smart School Managing Support Center
- (2) Deadline to express interests: 5:00 P.M. February 13, 2023
- (3) Deadline to submit proposals: 5:00 P.M. February 20, 2023
- (4) Delivery Place: The place designated by person in charge of the contract
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Educational Policy Division, Board of Education, Yamaguchi Prefectural Government, 1-1 Takinachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-4493)



山口県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考(届出年月日)

金子よしはる後援会	金子 義治	金子 義治	下関市伊倉本町17番10号	令和4、4
かんがいよしはる後援会	甲谷 理温	甲谷実穂子	宇部市錦町5番5号	" 11、"
厚政へ、走り出す一	笹村 泰三	笹村 泰三	萩市大字津守町5	" "
しものせき鳳凰会	白石 創	白石 創	下関市山の田南町2番46号	" 28
萩理士による北萩経夫後援会	藤中 秀幸	別府 有里	岩国市周東町下久原47の4	" 10
なごしとおる後援会	渡邊 竜也	嵯峨 孝司	宇部市南浜町2丁目5番11号	" 10、28
にいむら秀雄後援会	新村 秀雄	新村 法子	宇部市大字際波213の124	" 11、1
西哲夫後援会	海下竜一郎	古泉 直紀	熊毛郡上関町大字室津639の1	" 10、7
日鉄スナブリス労働組合政治活動委員会	藤田 英二	橋本 淳二	光市大字鳥田3434	" 20
花本敏夫後援会	武田 房枝	林 岳	山陽小野田市大字郡4042	" 11、22
林とよひろ後援会	林 豊廣	浅野 昌伸	宇部市大字東岐波4552	" 4
原まきサポーターズ	原 真紀	窪田 伸子	熊毛郡平生町大字佐賀2056の2	" 29
ふじおおさむ後援会	藤生 幸	藤生 幸	山口市小郡大江町4番29号	" 10、3
藤本かずのりサターズ	本池 純	大久保美美子	宇部市錦町8番6号	" 11、17
松岡しんいち後援会	松岡 伸一	松岡 直子	" 5番5号	" " 1
山野陽生後援会	山野 陽生	山野 純子	下関市彦島追町3丁目9番4号	" 10、19
日本ちえこ後援会	福田 浩三	山本千栄子	" 貴船町4丁目1番26号	" 11、28
吉松たけし後援会	戸坂 隆男	吉松 剛	宇部市大字東岐波2204	" 10、26
渡壁幸一郎後援会	渡壁幸一郎	渡壁幸一郎	" 東本町/丁目9番16号	" 11、1

山口県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七條第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (年月日)
			新	旧	
秋山けんじ後援会	秋山 賢治	国會議員関係政治団体の区分	下関市武久西原台6番/5号	下関市豊前田町2丁目5番3号 政治資金規正法第19条の7に係る国會議員関係政治団体の区分	令和4、10、/
岡たかご後援会	大嶋 直隆	事務所	萩市大字土原11501/	萩市大字椿東3022の8	11、22
暮らし満足度日本一の萩を實現する会	中村剛太郎	〃	〃 大字浜崎町69	〃 大字浜崎新町12	10、〃
しのぎま圭二後援会	前田 勲	〃	宇部市岬町2丁目3番/5号	宇部市笹山町2丁目/番2号	〃 /
田中よしかず後援会	藤井 勲	代表者 会計責任者	藤井 勲 田中大一期	高嶋 雄一 田中クゲヨ	〃 11、〃
谷村善彦後援会	殿明 文久	代表者	殿明 文久	中本 正晴	〃 10、〃
中村たかゆき後援会	中村 隆征	〃	中村 隆征	河村 宗人	〃 9、21
中村博行後援会	前田 清治	〃	前田 清治	福田 誠	〃 11、19
萩の未来ネットワーク	藤道 健二	事務所	萩市大字浜崎町69	萩市大字浜崎新町12	〃 10、22
はまおか歳生後援会	山岡 源吾	代表者	山岡 源吾	田上 光義	〃 11、16
藤道健二後援会	楢本 久繁	事務所	萩市大字浜崎町69	萩市大字浜崎新町12	〃 10、22

山口県私立幼稚園振興連盟	渡邊 和行	代表者	渡邊 和行	梶山 正迪	〃 /
山口県バス交通懇話会	東田 成民	〃	東田 成民	松村 喜裕	〃 25
ワクワクする宇部市を実現する会	川元宏一郎	事務所	宇部市岬町2丁目3番/5号	宇部市笹山町7丁目/番2号	〃 /

山口県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七條第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
国民民主党山口県参議院選挙区第1総支部	大内 一也	大内 一也	周南市清水2丁目//番11号	令和4、8、26
立憲民主党山口県参議院選挙区第1総支部	秋山 賢治	酒本 哲也	下関市上田中町4丁目/番6号	〃 9、12
上田修一後援会	家永 良恵	柴田 博之	防府市南松崎町10番88号	〃 〃 5
清水ひろし後援会	清水 浩司	清水 恵子	〃 大字鈴谷279	令和3、12、31
田村ひろみ後援会	橋本 園美	橋本 都	岩国市今津町2丁目7番35号	令和4、3、31
山口県藤井基之兼和師後援会	吉田 力久	寺戸 功	山口市吉敷下東3丁目/番/号	〃 〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九條第二項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和五年一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備 考 (年 月 日)
		名 称	主たる事務所の所在地		
甲谷 理温	宇部市議会議員	かんがいよしはる後援会	宇部市錦町5番5号	甲谷 理温	令和4、10、31
新村 秀雄	〃	にいむら秀雄後援会	大字際波21301/24	新村 秀雄	〃
原 真紀	平生町議会議員	原まきサポーター	熊毛郡平生町大字佐賀2056の2	原 真紀	〃 11、26
松岡 伸一	宇部市議会議員	松岡しんいち後援会	宇部市錦町5番5号	松岡 伸一	〃 10、31

山口県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和五年一月十七日

山口県選挙管理委員会委員長 秋 本 泰 治

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備 考 (年 月 日)
			新	旧	
秋山 賢治	秋山けんじ後援会	公 職 の 種 類 事 務 所	下関市議会議員 下関市武久西原台6番1号	参議院議員 下関市豊前田町2丁目5番3号	令和4、10、1
藤道 健二	萩の未来ネットワーク	〃	萩市大字浜崎町69	萩市大字浜崎新町124	〃 〃 22

令和五年一月十七日
発行

発行人

山口県知事